

## 規 則

埼玉県人事委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

### 埼玉県人事委員会規則二―二三

埼玉県人事委員会会議規則の一部を改正する規則

埼玉県人事委員会会議規則（昭和四十六年埼玉県人事委員会規則二―一二）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「記名押印」を「記名」に改める。

別記様式中「~~署名~~」を削り、「5 ~~記名押印~~」を「5 ~~記名~~」に改め、「~~印~~」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。